令和４年９月28日

保護者各位

北海学園札幌高等学校
校長　　竹越　広志

新型コロナウイルス感染症緩和について

日頃より本校教育にご理解と協力を頂き、感謝申し上げます。さて、新型コロナウイルス感染症の罹患者に対する療養機関等の見直しが厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部より以下の通り改正されましたのでお知らせいたします。

１．改正の概要

（１）陽性者の療養期間について

＜有症症状＞

発症日から７日間経過し、かつ、症状軽快した場合には８日目から解除となります。ただし、10日間が経過するまでは検温などの健康観察を実施すること。

＊改正前：発症日から10日間経過しかつ、症状軽快した場合は11日目から解除

（２）濃厚接触者の待機期間（リスク対象者）

＜待機期間＞

濃厚接触者（リスク対象者）に認定された場合、（同居する家族が陽性になった場合も含む）感染者と最終接触日の次の日から５日間は自宅待機とし６日目から解除とする。ただし、７日間が経過するまでは検温などの健康観察を実施すること。

＊改正前：最終接触日の次の日から７日間は自宅待機とし８日目から解除とする。

＜待機期間の短縮＞

感染者との最終接触日の次の日から数えて２日目と３日目に「抗原検査」キットによる２回の検査で陰性であれば３日目から解除とする。ただし、７日間が経過するまでは検温などの健康観察を実施すること。

２．出席停止について

以下の項目に該当する場合、出席停止を指示しています。

①同居家族に発熱者がいる場合。

②同居家族に陽性者がいる場合。

③学校内において陽性者との接触により感染の疑いがある場合。

④学校外の活動の中で陽性者との接触により感染の疑いがある場合。

上記項目に該当のない場合でも感染の疑いがある時は、必ず学校へ連絡をお願いします。